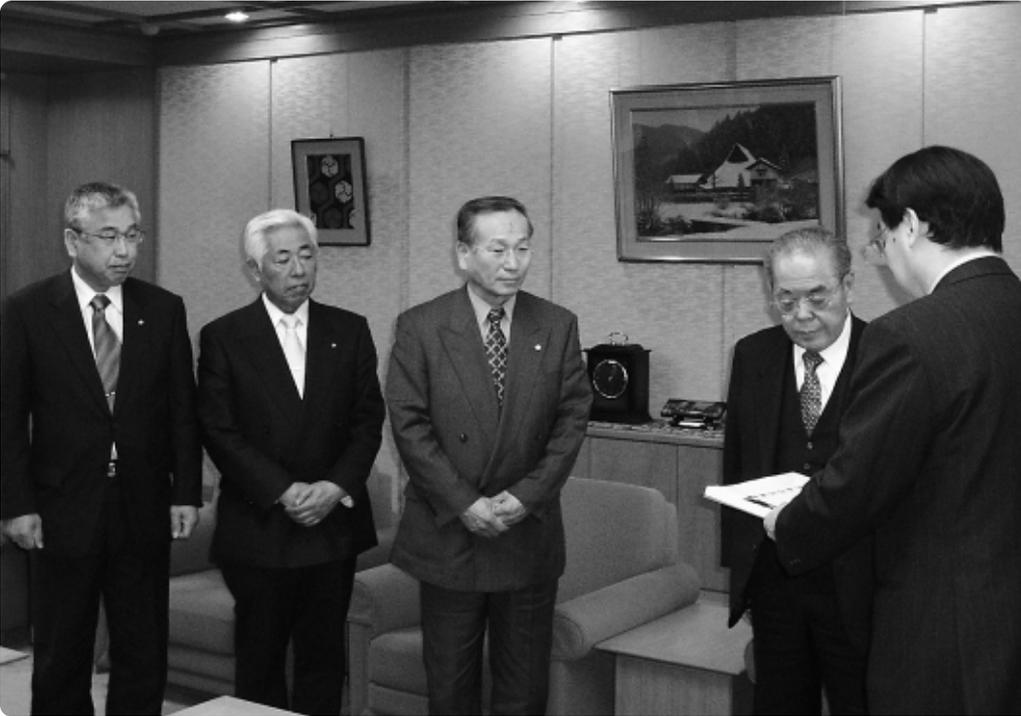


京都府知事に 廃置分合申請書を提出



廃置分合申請書を受け取る山田知事と4町長（京都府庁知事応接室）

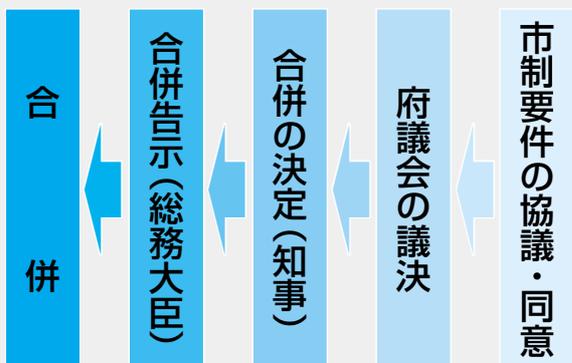
3月30日に、野中一二三園部町長、岸上吉治八木町長、仲村脩日吉町長、中島三夫美山町長及び各町議会議長等が、京都府庁に山田啓二京都府知事を訪れ、廃置分合申請書を提出しました。

合併協議会会長である野中町長から申請書を手渡された山田知事は、「この間、皆様方が真剣なご議論を重ねてこられたことに対し、心から敬意を表したいと思えます。議会に提案することにも、4町が一つの市として、将来に向かって発展できるよう、京都府としても全力を挙げて支援をしてまいります。」と応じられました。これに伴い、4町の合併については、町の手を離れ、府知事、府議会の判断に委ねられることになります。

今後の予定

廃置分合申請を受けた知事は、総務大臣への市制要件の協議・同意後、府議会での議決を経て、合併の決定を行います。その後、直ちに総務大臣に届け出を行い、これを受理した総務大臣は、4町の合併について告示を行います。

なお、府議会での議決は、通常であれば6月定例会となることが見込まれるため、総務大臣の告示は7月以降になるものと想定されます。



※ 市制要件
通常、市となるには、人口5万人以上や市街地を形成する戸数が全体の6割を超す等、様々な要件を満たす必要がありますが、今回の4町については、合併特例法により、人口3万人以上を有していれば市となります。